

## 境界問題相談センター埼玉

境界の問題でお困りの方、一度相談してみませんか（有料です）

埼玉弁護士会と協働で、土地の境界の問題でお困りの方の相談を受付けています。土地境界の専門家と法律問題の専門家が協力して土地境界問題（境界紛争など）の解決手続をお手伝いします。まずは、相談してみませんか。

公正中立な第三者として、境界に関する法律的なトラブルを話し合いによって解決することをサポートします。

境界問題相談センター埼玉は、紛争解決の業務を公正かつ的確に行うことができるのと認められる団体として法務大臣の指定を受けたセンターです。

（法務省告示第582号，平成19年12月11日）

### \* ご注意（予約が必要です）

相談は、毎月第2，第4の木曜日です。

電話での相談はお受けしていません。

予約なしでお越しになっても、相談は、お受けできません。

本ページ掲載の「相談申込書」をプリントアウトしていただき、下記住所まで郵送，若しくはFAXにてご送付下さい。

または、センターに電話で「相談申込書」を請求してください。「相談申込書」を送付します。

相談内容を確認の上，追ってセンターからご連絡します。

相談は約1時間で，費用は1万円（消費税込み）です。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号  
埼玉土地家屋調査士会内  
電話：048-837-1533  
FAX：048-862-0916